外国籍の中学生・高校生のみんなへ

～将来就職して働くために～

みんなが高校を卒業した後の
在留資格について説明するよ

※英語のページは７枚（P７，P１０，P１１，P１３，P１８，P２２，P２８）だけです。

FRESC
外国人在留支援センター
Foreign Residents Support Center

東京出入国在留管理局
在留支援部門

動画の内容

パート1 自分の在留資格を知ろう

① 在留カードを見てみよう！ ⇒ P3，P4

② 働くことができる在留資格 ⇒ P5

③ 働くことができない在留資格 ⇒ P6

まとめページは ⇒ P7

パート2 将来就職して働くためには

① 自分はどのケースに当てはまる？ ⇒ P8

② 高校卒業後に就職する場合 ⇒ P9

まとめページは ⇒ P10，P11

③ 大学などに進学して就職する場合 ⇒ P12

まとめページは ⇒ P13

パート3 在留資格の変更について知ろう

① 「定住者」に変更する場合 ⇒ P14

② 「特定活動」に変更する場合 ⇒ P15，P16

③ 「留学」に変更する場合 ⇒ P17

まとめページは ⇒ P18

パート4 必要な手続きを知ろう

① 住所が変わった時 ② 16歳になる時 ⇒ P19

③ 名前や国籍などが変わった時・届出の方法 ⇒ P20，P21

まとめページは ⇒ P22

パート5 よくある質問と相談先

①みんなのしつもん！ ⇒ P23，P24，P25，P26

②わからないことがあったら相談しよう！ ⇒ P27

まとめページは ⇒ P28

自分の在留カードを見てみよう！

在留カードってなに？

- 日本に３か月より長く住んでいる外国人が持っています（例外があります。）。
- 在留資格や在留期間等が書いてあります。
- １６歳より年上の人はいつも持っていてください。

氏名：パスポートと同じ名前が書いてあります。漢字を書くこともできます。

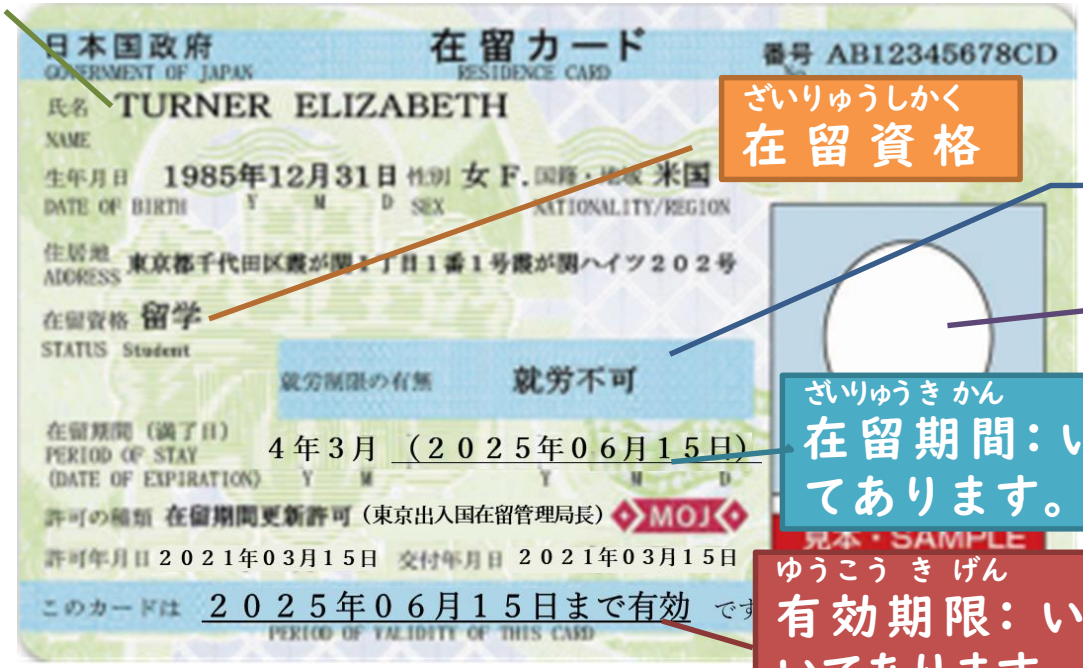

在留資格

就労制限の有無：働くことができるか書いてあります。

写真：１６歳になると写真が入ります。

在留期間：いつまで日本に住むことができるか書いてあります。

有効期限：いつまでカードを使うことができるか書いてあります。

自分の在留カードを見てみよう！

住居地：今住んでいる所（住所）が書いてあります。

引っ越しをしたときは，区役所等で新しい住所を裏に書いてもらいます。

入管で申請をしているか書いてあります。

資格外活動許可：アルバイトできるか書いてあります。

働くことができる在留資格

就労資格（しゅうろうしかく）➡働く仕事がきまっている在留資格

外交（がいこう）
公用（こうよう）
教授（きょうじゅ）
芸術（げいじゅつ）
宗教（しゅうきょう）
報道（ほうどう）
高度専門職（こうどせんもんしょく）
経営・管理（けいえい・かんり）
法律・会計業務（ほうりつ・かいけいぎょうむ）
医療（いりょう）
研究（けんきゅう）
教育（きょういく）

技術・人文知識・国際業務（ぎじゅつ・じんぶんちしき・こくさいぎょうむ）
企業内転勤（きぎょうないてんきん）
介護（かいご）
興行（こうぎょう）
技能（ぎのう）
特定技能（とくていぎのう）
技能実習（ぎのうじっしゅう）

身分資格（みぶんしかく）➡どんな仕事もできる在留資格※

永住者（えいじゅうしゃ）
日本人の配偶者等（にほんじんのはいぐうしゃとう）
永住者の配偶者等（えいじゅうしゃのはいぐうしゃとう）
定住者（ていじゅうしゃ）

※法律で認められない仕事はできません。

特定活動（就労可） とくていかつどう（しゅうろうか）➡ 働くことができます。

働くことができない在留資格 ✕

文化活動（ぶんかかつどう）
短期滞在（たんきたんざい）
留学（りゅうがく）
研修（けんしゅう）
家族滞在（かぞくたいざい）
特定活動（就労不可）とくていかつどう（しゅうろうふか）➡ 働くことができません。

でも… ○

許可をとればアルバイトができるよ！

資格外活動許可 をとれば

週28時間までアルバイトができます

Summary 1

- Your name, nationality, gender, date of birth, status of residence, and period of stay, as well as whether you are permitted to work, etc. are indicated on your residence card.
- There are two types of status of residence: one that permits you to work, and one that does not permit you to work.
- The status of residence that permits you to work is written as "就労可" (*shuurou ka*, permitted to work), while the status of residence that does not permit you to work is written as "就労不可" (*shuurou fuka*, not permitted to work).
- Even if your status of residence does not permit you to work, if you obtain "資格外活動許可" (*shikakugai katsudou kyoka*, Permission to Engage in Activity Other Than That Permitted Under the Status of Residence Previously Granted), you can work part-time for up to 28 hours per week.
- Whether or not you have obtained Permission to Engage in Activity Other Than That Permitted Under the Status of Residence Previously Granted is indicated on the back of your residence card.

自分はどのケースに当てはまる？

「定住者」 17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

「特定活動」

17歳までに入国＋［高校入学→卒業／高校に途中から入学→卒業＋日本語能力N2］＋就職内定＋日本に住んでいる親の身元保証

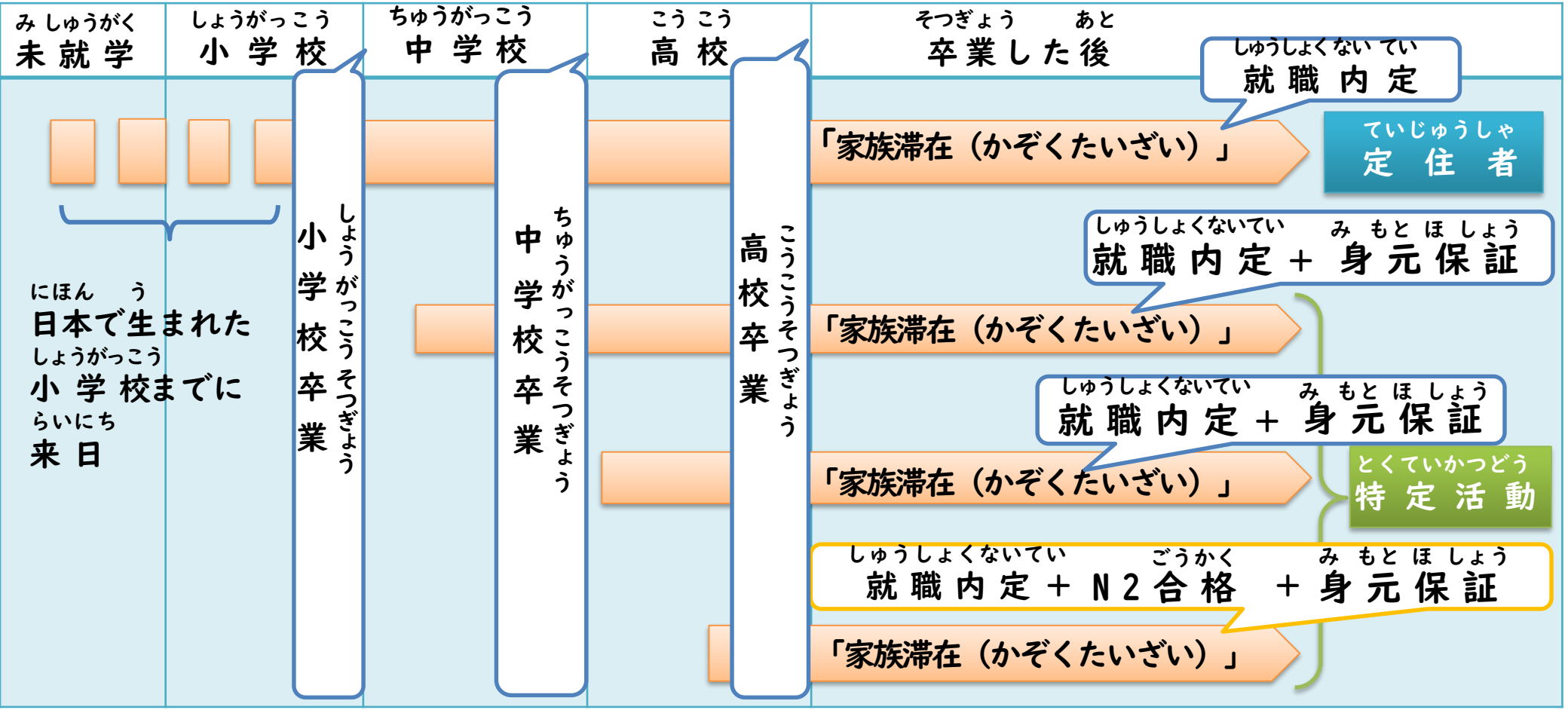

高校卒業後に就職する場合

高校卒業（こうこうそつぎょう）

就職（しゅうしょく）

在留資格を変える必要があります！

「定住者」と「特定活動」両方に必要な条件

- 「家族滞在」の人。
- 日本の高校を卒業したか卒業見込み（定時制・通信制の高校もいい）。
- 17歳までに日本に来た。
- 就職先が内定している。　※「特定活動」はできない仕事がある。→P.24
- 入管や住んでいる町の役所に届出を出している。

＋

「定住者」だけ必要な条件

- 日本の小学校と中学校を卒業した。
（夜間中学校もいい。）

＋

「特定活動」だけ必要な条件

- 親が日本にいる。

※高校の途中から日本に来た人だけ
日本語能力試験N2等に合格する。

高校に行って
卒業することが大事だね！

Summary 2

- When a “Dependent” high school student graduates from high school and starts working, he/she can change his/her status of residence to “Long-Term Resident” or “Designated Activities”.
- A “Long-Term Resident” holder can engage in any type of work.
- A “Designated Activities” holder cannot engage in some types of work.

People who can change to “Long-Term Resident” (those born in Japan, those who came to Japan by elementary school)

All of ① to ⑤ must be satisfied

① A “Dependent” who lives in Japan
② Graduated from a Japanese elementary school, junior high school, and high school (or expected to graduate from a Japanese high school)
③ Entered Japan by the age of 17
④ Has received a job offer
⑤ Has submitted the required notifications to the Immigration Bureau and local government office of the place where he/she lives

People who can change to “Designated Activities” (those who came to Japan in junior high or high school)

All of ① to ⑥ must be satisfied

① A “Dependent” who lives in Japan

② Graduated (or expected to graduate) from a Japanese high school

*Only for those who enrolled in the middle of high school ⇒ Passed the Japanese Language Proficiency Test (N2)

③ Entered Japan by the age of 17

④ Has received a job offer

⑤ Has submitted the required notifications to the Immigration Bureau and local government office of the place where he/she lives

⑥ Guaranteed by a parent (the father or mother who lives in Japan)

大学などに進学して就職する場合

高校卒業（こうこうそつぎょう）

在留資格を変える

「留学（りゅうがく）」

※資格外活動許可で週28時間以内のアルバイトができる。

在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」

※資格外活動許可で週28時間以内のアルバイトができる。

大学・専門学校卒業（だいがく・せんもんがっこう そつぎょう）

在留資格を変える

働くことができる在留資格

たとえば「技術・人文知識・国際業務」

「定住者（ていじゅうしゃ）」

「特定活動（とくていかつどう）」

在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」

※資格外活動許可で週28時間以内のアルバイトができる。

※フルタイムの仕事はできない。

就職（しゅうしょく）

Summary 4

After graduating from high school, those who go on to university or vocational school can change their status of residence to "Student".

- **There are some who change to "Student" to take out a student loan.**
- **It is also possible to continue studying by remaining as a "Dependent".**

If you want to work full-time after graduating from university or vocational school, you must change your status of residence.

- **If you meet the conditions, you can change to a status of residence that permits working, "Qualification for Employment" ("Engineer/Specialist in Humanities/International Services", etc.).**
- **Those who came to Japan by the age of 17 and graduated from a Japanese high school can change their status of residence to "Long-Term Resident" or "Designated Activities" after graduating from university or vocational school.**

「定住者」に変更する場合

申請者
本人（自分で申請する）

申請期間
在留期間が終わる日まで申請できます。

必要書類

①変更許可申請書　（Ｔと書いてある紙を使うこと。）
②写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）
③パスポート・在留カード
④日本の小学校と中学校の卒業証明書（卒業証書のコピーでもいいです。）
⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は，卒業見込み証明書）
⑥履歴書（日本の小学校と中学校を卒業したことを書くこと）
⑦就職することがわかる書類（雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等）
⑧身元保証書（例えば働いているお父さんやお母さんなどに書いてもらいます。）
⑨家族みんなの住民票（もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましょう。）

詳しい情報と申請書があるよ！

入管ＨＰ

「特定活動」に変更する場合

申請者

本人（自分で申請する）

申請期間

在留期間が終わる日まで申請できます。

必要書類

①変更許可申請書　（Ｕと書いてある紙を使うこと。）

②写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）

③パスポート・在留カード

④日本の高校の在学証明書（入学した日が書いてあるもの。）

⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は，卒業見込み証明書）

⑥履歴書（日本の高校に入った日を書くこと）

次のページに続きがあるよ！
確認しよう。

「特定活動（とくていかつどう）」の情報と申請書はここにあるよ！

入管ＨＰ

必要書類（続き）

⑦働いているお父さんやお母さんが書いた身元保証書

⑧家族みんなの住民票（もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましょう。）

⑨就職することがわかる書類（雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等）

高校の途中から日本に来た人

日本語能力試験N２を持っていることがわかる資料

「ＢＪＴビジネス日本語能力テスト」で４００点より上をとっていることがわかる資料でもいいです。

「留学」に変更する場合

申請者

本人（自分で申請する）

申請期間

入学許可を貰ってから在留期間が終わる日まで申請できます。

必要書類

①変更許可申請書　（Pと書いてある紙を使うこと。）

②写真（タテ４ｃｍ×ヨコ３ｃｍ）

③パスポート・在留カード

そのほかに，高校の卒業証明書・大学等の入学許可書と日本で生活するためのお金について説明する書類も必要だよ。

提出書類は学校ごとに違うから進学する学校に確認してね

留学の情報と申請書はここ！

入管ＨＰ

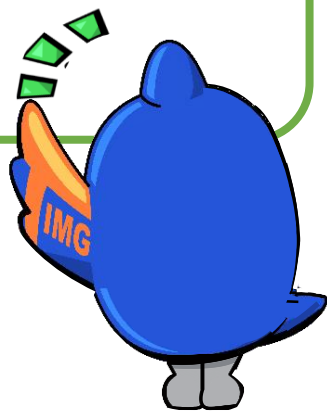

Summary 5

- To change your status of residence, you need to submit an **Application for Change of Status of Residence** with the Immigration Bureau.
- You need to perform the application **yourself**.
- Please submit the required documents to the Immigration Bureau **by the date of expiration of your period of stay**.

Required documents when changing to "Long-Term Resident"

→Indicated on page 14

Required documents when changing to "Designated Activities"

→Indicated on pages 15 and 16

Required documents when changing to "Student"

→Indicated on page 17

For questions about the required documents, please contact FRESC.

(TEL)03-5363-3025 *To make an appointment

①住所が変わった時　②１６歳になる時

変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	必要な書類	結果（どうなるか）
住　所 （住んでいる所）	引っ越した日から １４日以内	新しい住所がある 町の役所 （市役所・区役所等）	本　人※ いっしょに住んでいる家族 ・代理人	転出証明書 在留カード	在留カードの裏に新しい住所を書いてもらう。
１６歳になる時	１６歳になる ６か月前から １６歳になる日まで	近くの入管	親	申請書（入管にある） 写真 （タテ4cm×ヨコ3cm） パスポート 在留カード	写真入りの在留カードを作ってもらう。

※　代理人が届出するときは，委任状が必要です。

③名前や国籍などが変わった時

変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	必要な書類	結果（どうなるか）
名前 国籍（地域） 生年月日 （生まれた日） 性別	変わった日 から１４日以内	近くの入管	本人 代理人※	届出書 写真 パスポート 在留カード	新しい在留カードを作ってもらう。
学校 （大学や専門学校） 会社	変わった日 から１４日以内	・近くの入管 ・インターネット ・郵便	本人	届出書	入管に学校や会社が変わったことを知らせる

※ 本人が１５歳までは，いっしょに住んでいる家族(16歳以上)が代わりに届出できます。

届出の方法

・学校や会社が変わった日から１４日以内に書類を出します。

１　近くの入管の窓口に直接出します。

２　インターネットで出します。登録・利用料無料です！

24時間，365日届出ができます。

月曜日～金曜日　9:00～17:00

（使い方がわからないときはヘルプデスクがあります！
ＴＥＬ：０５０－３７８６－３０５３）

３　郵便で出します。

※封筒に赤色で**届出書在中**とかいてね。

送る住所はこちらです。

〒１６０－０００４
東京都新宿区四谷１丁目６番１号四谷タワー１４階
東京出入国在留管理局　在留管理情報部門届出受付担当

When your address (place where you live) has changed

You must submit a Moving-In Notification to the local government office of your new address within 14 days of moving. You must bring your residence card with you to the local government office.

When you turn 16 years old

You can apply at the Immigration Bureau up to 6 months before you turn 16 (can be done until the day you turn 16). A new residence card with your photo will be issued at the Immigration Bureau.

When your name, nationality, address, date of birth, or gender has changed

Submit a notification to the Immigration Bureau within 14 days from the date your name, etc. changed. A new residence card will be issued at the Immigration Bureau.

When your school or company has changed

Submit a notification to the Immigration Bureau within 14 days from the date your school or company changed. You can also submit it to the Immigration Bureau via the Internet/mail.

みんなのしつもん！

わたしは「家族滞在」です。わたしの在留資格を変更したら，
一緒に住んでいる親やきょうだいの在留資格はどうなりますか。

日本で一緒に住んでいる親やきょうだいの在留資格は
変わりません。在留資格が変わるのは本人だけです。

わたしは「家族滞在」です。
親が帰国したら，日本の高校にこのまま通うことはできますか。

あなたの在留資格を変えないと日本の高校に通うことはできません。
まず，ＦＲＥＳＣに相談してみましょう。

高校を卒業して就職するとき，「家族滞在」から
在留資格を変えるのにどのくらい時間がかかりますか。

２か月から３か月かかります。会社の４月の入社式に間に合うように，
早めに手続きをしましょう。１２月に申請をする人が多いようです。

パチンコ店をやっている会社から内定をもらいました。
「特定活動」でパチンコ店で働くことはできますか。

「特定活動」ではパチンコ店，バーやクラブなどの風俗営業のお店で
働くことはできません。わからない時はＦＲＥＳＣに相談してください。

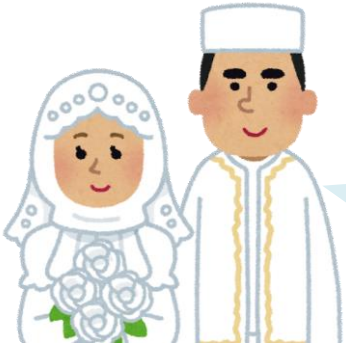

「家族滞在」のふたりが結婚したら，
日本でそのまま生活できますか。

「家族滞在」のままだと，親が帰国したら一緒に帰る必要があります。

ふたりで日本で生活するためには，

どちらかが働くことができる在留資格に変えることを

考えてください。

詳しくは，ＦＲＥＳＣに相談してください。

わたしは18歳で日本に来て，日本の高校卒業見込みです。
日本の会社から内定をもらいました。「特定活動」に変更できますか。

あなたは，17歳までに入国していないので，「特定活動」に変更できません。大学や専門学校を卒業して，
「技術・人文知識・国際業務」や「介護」などの「就労資格」
（働くことができる在留資格）に変えることを考えてください。

在留資格の変更にお金がかかりますか。

許可された場合，4000円の収入印紙が必要です。

わからないことがあったら相談しよう！

在留相談（四谷のフレスクかオンラインで相談します。）

入管の職員が相談を聞きます。（１時間）

予約が必要です。（０３－５３６３－３０２５）

月曜日～金曜日（９：００～１７：００）

英語，中国語，ネパール語等でも相談できます。

中学生や高校生だけでも相談できます。

If you have any questions, please contact the Foreign Residents Support Center (FRESC).
You can consult with FRESC using the language of your country.
Consultation hours are from 9AM to 5PM, Mondays through Fridays.

FRESC Consultation Service

・Consultation on residency

You can consult directly with an immigration officer via the FRESC office in Yotsuya or online.
Please make an appointment by phone or through the Immigration Bureau's website (Internet).

（TEL）03-5363-3025

Page for making an appointment

Special Thanks

この動画の作成に当たっては，
外国籍の生徒を応援している学校の先生や
支援団体の皆さんにご協力いただきました。
この場を借りてお礼を申し上げます。
ありがとうございました。